橋戸の丘

入居契約書

　　　　　　　　　　　　様（以下「お客様」といいます）と事業者である社会福祉法人練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」といいます）が運営する都市型ケアハウス「橋戸の丘」（以下「橋戸の丘」といいます）において、お客様に対して行なうサービスについて、次のとおり契約します。

第１章　総　則

第１条(目的)

　橋戸の丘は、老人福祉法等関係法令の定めるところにより、お客様が心身共に健康で明るい充実した生活を送ることができるよう、橋戸の丘の入居及びこの契約に定める各種サービスを提供することを約し、お客様は自ら心身の健康保持に留意し、活力に満ちた生活の向上に努め、この契約の定めるところを誠実に履行します。

第２条（利用施設・設備の管理運営）

　橋戸の丘は、前条の目的を達成するため、施設の管理運営に必要な諸業務を処理するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行ないます。

２　お客様が利用できる橋戸の丘の建物・設備は、自分の居室のほか、他のお客様と共用する設備（以下「共用設備」といいます）とします。

第３条（利用権）

　お客様は、第５章に定める利用契約の終了がない限り、この契約の定めるところに従い、施設の利用サービスを享有することができます。

第４条（入居者の資格）

　橋戸の丘に入居できる方は、次の（１）から（７）のすべてに該当する方に限ります。

（１）年齢が満６０歳以上であり、低所得で、かつ、練馬区内に住民票を有する方。
（２）確実な保証能力を有する身元保証人が立てられる方。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りではありません。
（３）自炊が出来ない程度の身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことが困難な方
（４）感染症がなく、かつ、医療について自己管理ができる方。

（５）共同生活の秩序を著しく乱すなどの問題行動を伴わずに、共同生活を送ることが可能な方。
（６）家族との同居が困難な方。
（７）所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方。

第５条（利用権の転貸、譲渡等の禁止）

お客様は、この橋戸の丘を利用する権利を転貸若しくは譲渡、又は入居者以外の方を同居させることができないものとします。

第６条（遵守義務）

お客様は、誠意をもってこの契約に定める事項を履行するとともに、橋戸の丘が別に定める運営規程、その他橋戸の丘の指示する事項については、この契約に付随するものとして遵守するものとします。

第２章　　サービスの提供

第７条（各種サービス）

橋戸の丘は、お客様に対して次の各号に掲げるサービスを提供します。

一　生活相談及び援助
二　食事の提供
三　入浴設備の提供
四　緊急時の対応
五　健康の保持
六　年間行事計画の作成及び参加機会の提供

第８条（生活相談及び援助）

橋戸の丘は、お客様又はそのご家族に対して、各種の相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。

第９条（食事の提供）

橋戸の丘は、お客様に対し健康と栄養に配慮した食事を一日３食、原則として食堂において提供します。

２　橋戸の丘は、お客様の健康に配慮した食事を提供するため、献立表を作成します。

３　橋戸の丘は、医師の指示又は橋戸の丘がお客様の健康上必要があると認めた場合は、お客様に適した食事を提供します。

第１０条（入浴設備の提供）

橋戸の丘は、お客様に対し入浴設備を提供します。ただし、入浴時間は橋戸の丘が定める時間内とします。

第１１条（緊急時対応）

橋戸の丘は、お客様が急病または災害等緊急避難を要する事態が発生したときは、お客様に対して適切な対応を行います。

２　お客様の責めに帰すべき理由により生じた事故について、橋戸の丘はその責めを負わないものとします。

３　お客様は、橋戸の丘が実施する施設内防災訓練の事業に積極的に参加し、緊急時に備えるとともに、橋戸の丘の指示に従うものとします。

第１２条（健康の保持）

橋戸の丘は、お客様の健康管理のために健康診断を実施するとともに、お客様から健康の相談があった場合は、速やかに医療機関の紹介など必要な援助を行います。

第１３条（年間行事計画の作成及び参加機会の提供）

橋戸の丘は、お客様の生活を心豊かに生き生きと明るいものとするため、各種レクレーションなどの年間行事計画を作成するとともに、年間行事計画に参加できる機会を提供します。

第１４条（生活援助等）

お客様が、身体上または精神上の障害のため介護を必要とし橋戸の丘における介護機能を超えるときは、橋戸の丘はお客様の意思を確認して、お客様の家族等の援助を要請することができるものとします。

２　橋戸の丘は、お客様が日常生活上の援助および特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを受けられるよう迅速な対応に努めます。 この場合の費用はお客様の負担とします。

３　橋戸の丘は、お客様が常時介護を必要とし、居室における生活の継続が著しく困難と認められる場合は、お客様に対して介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設等のほか、 他施設への入所又は家庭復帰等に向けて支援します。

第３章　　利用料等の支払い

第１５条（利用料）

　お客様が負担する利用料は、橋戸の丘が年度毎にお客様に通知する利用料とします。

２　お客様が負担する利用料は、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用及び生活費の合算額並びに居室に係る光熱水費とします。

３　前項のほか、お客様が個人で使用する電話及びインターネット等の情報通信使用料等はお客様の負担とします。

４　利用料の額は橋戸の丘運営規程で定める額に従い、お客様の収入状況に応じて個人別に算定して通知する額とします。

５　特別なサービスに要する費用は、お客様の実費負担とします。

６　お客様は、４号に規定する利用料の決定に必要な収入申告書及び添付書類等橋戸の丘の指定する書類を、入居時及び入居後年度毎に提出するものとします。

第１６条（利用料の改定）

　橋戸の丘は、前条第４項に規定する橋戸の丘運営規程に定める基準に変更が生じた場合は、その定めに従い利用料を改定することができるものとします。

第１７条（利用料の支払い）

　お客様は、毎月の利用料を利用月の翌月の５日に、お客様の口座より自動引き落とし方式により支払うものとします。

第１８条（利用料の減額・免除）

　橋戸の丘は、お客様が疾病等により医療機関に入院したとき及び災害等不測の事故が生じた場合など、橋戸の丘が特別の理由があると認めるときは、お客様の利用料を減額または免除することができるものとします。

２　前項の減額または免除することができる利用料は、橋戸の丘運営規程第１９条第２項及び第３項に定める額とします。

３　第１項に規定する入院の場合、お客様は入院したことを証する書類等を橋戸の丘に提出するものとします。

第４章　　施設・設備の利用

第１９条（施設・設備の利用上の注意）

　お客様は、居室、共用施設及び設備の利用に関し、それぞれの本来の用途に従って、利用することを約束します。

第２０条（環境衛生保持と環境保全）

お客様は、居室内の清潔、整頓等環境衛生の保持を心掛けるほか、建物内外の掃除等の環境保全につき橋戸の丘に協力するものとします。

第２１条（外出・外泊）

お客様は、外出又は外泊するときは、橋戸の丘に届け出るものとします。

第２２条（来訪・宿泊）

お客様の来訪者は、その都度橋戸の丘に届け出るものとし、橋戸の丘の承認を受けることなく宿泊をさせてはならないものとします。

第２３条（居室内外の造作・模様替え）

お客様は、居室内外の形状を変更するような造作、模様替えをしてはならないものとします。

２　お客様は、居室内外に工作を加えようとするときは、あらかじめ橋戸の丘の承諾を得なければならないものとします。この場合、原則として退居時に原状に復するものとします。

第２４条（居室内立ち入り）

橋戸の丘は、保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると所長が認める場合は、あらかじめお客様に通知の上、居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、お客様の健康状態に不安が認められるときや災害等の緊急時には、あらかじめ通知することなく、立ち入ることができるものとします。

第２５条（居室の変更）

橋戸の丘は、お客様が心身の状況の変化等により居室の変更を申し出た場合は、その申し出が妥当であると所長が認めた場合に変更を行なうことができるものとします。

２　橋戸の丘は、お客様の健康の維持促進とそのためのサービスの充実及び向上に必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず居室を変更することができるものとします。この場合、橋戸の丘はあらかじめお客様と協議してお客様の了解を得るものとします。

３　橋戸の丘は、前項の規定によりお客様の居室を変更するときは、その旨文書をもってお客様に通知するものとします。

第２６条（動物飼育の制限） お客様は、居室又は共用施設若しくは敷地内において、犬、猫等の動物を飼育してはならないものとします。

第２７条（原状回復の義務）

お客様は、施設・設備及び居室について、お客様の故意又は重大な過失に基づき汚損、破壊若しくは滅失したとき、又は居室の現状を変更、若しくは橋戸の丘に無断で居室に工作を加えたときは、直ちに、お客様の費用により原状に復するか、または橋戸の丘が定める代価を支払うものとします。

２　お客様は、この契約を解除又は終了し、お客様の居室を橋戸の丘に明け渡すときにおいて、修理又は取替えを要する場合は、その費用はお客様が負担するものとします。

第２８条（お客様の通知義務）

お客様又はお客様の身元保証人は、次の各号に該当する場合は、その旨を直ちに橋戸の丘に通知するものとします。

一　お客様が氏又は名を変更したとき

二　お客様が死亡、又は成年後見制度の後見、補佐、補助の認定、破産の申し立て（自己申し立てを含む）若しくは和議の申し立て等を受けたとき

三　お客様が他のお客様の健康に重大な影響を及ぼす感染症等に罹病したとき

第２９条（賠償責任）

天災、事変その他不可抗力によりお客様が受けた損害、災難については、橋戸の丘は一切の責任を負わないものとします。

第５章　　利用契約の終了

第３０条（契約の終了）

次の各号に該当する場合は、この契約は終了するものとします。

一　お客様が死亡した翌日

二　橋戸の丘が第３１条（事業者の契約解除）に基づき契約解除を通告し、予告期間が満了したとき

三　お客様が第３２条（お客様の契約解除）に基づき契約解除を通告し、予告期間が満了したとき

四　お客様が介護保険に基づく指定介護老人福祉施設等への入所が決定し、第３３条（他施設への入所）に定める契約終了したとき

五　第34条(長期入院)に定める長期入院等の事由に該当し、期限が到来したとき

第３１条（事業者の契約解除）

橋戸の丘は、お客様が次の各号に該当する場合には、この契約を解除することができるものとします。

一　不正または偽りの行為によって入居したとき
二　身体上または精神上の著しい障害のため、常時介護を必要とし、居室での自立した生活の継続が困難になったとき
三　感染性疾患あるいは精神的疾患の罹病により他のお客様の生活または健康に重大な影響を及ぼし、治療による回復が困難と見込まれるとき
四　金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなり、かつ、代行などの援助を受けられないとき
五　家族との同居が可能となったとき
六　正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき水道・光熱費等を２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず３０日間以内に支払われないとき
七　お客様の行動が、他のお客様の生活または健康に重大な影響を及ぼすとき
八　前各号のほか、お客様がこの契約の規定に違反したとき

第３２条（お客様の契約解除）

お客様は、この契約を解除しようとする場合は、３０日以上の予告期間をもって橋戸の丘に届け出るものとし、その予告期間満了日までに、橋戸の丘に居室を明け渡すものとします。

第３３条（他施設への入所）

お客様の、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設等への入所が決定されました時点で、この契約は終了するものとします。

第３４条（長期入院）

お客様が、医療機関への入院その他の事由のため、橋戸の丘以外の場所で生活する期間が継続して３ヶ月以上にわたることが明らかになった日、又は３ヶ月を超えるに至った日をもって契約は終了とします。ただし、医療機関への入院の場合は、治療経過等病状により、橋戸の丘とお客様との協議にて契約を解除することができます。

第６章　　身元保証人

第３５条（身元保証人）

お客様は、東京都内またはその周辺に居住する方で、確実な保証能力を有する方１名を身元保証人に定めるものとします。

２　身元保証人は、この契約に基づくお客様の橋戸の丘に対する責務について、お客様と連帯して履行の責めを負うとともに、次の各号に定める事項について、橋戸の丘に対し、又はお客様に代わって責めを負うものとします。

一　お客様が疾病等による医療機関に入院を要する場合、入院申込及び身元引き受け確認の措置並びにお客様が支払わなかった場合の入院等の費用の負担

二　医療機関での手術、輸血等の同意

三　介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設等に移転が必要になった場合の移転先の選択その他移転に必要な措置

四　お客様が死亡した場合、遺体の引き受け、専用居室の引き渡し及び慰留金品の処理その他必要な措置

五　前各号のほか、お客様の身上に関する必要な措置

第３６条（身元保証人の変更）

お客様は、お客様の身元保証人が死亡又はその資格を喪失したときは、その旨を直ちに橋戸の丘に通知し、新たに身元保証人を立てるものとします。

第３７条（身元保証人のいない場合）

橋戸の丘は、お客様において身元保証人を立て難い真にやむを得ない特別な事情があると認められるときは、身元保証人を立てないことができるものとします。

２　お客様は、前項により身元保証人を立てられない場合、次の各号に定める事項について、 橋戸の丘の指示に従うものとし、約定した事項について、別に橋戸の丘とお客様との間において書面を取り交わすものとします。

一　この契約に基づくお客様の事業者に対する債務履行の確保に必要な措置

二　疾病等により医療機関に入院を要する場合の承諾および医療機関の選定ならびに入院等の確保に必要な措置

三　医療機関での手術、輸血等の同意

四　介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設等に移転が必要になった場合の移転先の選択その他移転に必要な措置

五　死亡した場合における葬儀、遺骨の埋葬、慰留金品の処理等にかかわる遺言その他必要な措置

六　前各号のほか、この契約の履行に係わるお客様の身上に関する必要な措置

第７章　その他

第３８条（相談・苦情の対応）

橋戸の丘はお客様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備又は、サービスに関するお客様の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第３９条（秘密保持）

橋戸の丘および橋戸の丘に出入りする事業者等は、事業団個人情報保護に関する規程等に基づきサービス提供をする上で知り得たお客様及び身元保証人に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

２　橋戸の丘は、事業団個人情報の保護に関する規定等に基づき、お客様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、お客様の個人情報を提供しません。

第４０条（本契約に定めのない事項）

お客様及び橋戸の丘は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、老人福祉法及び関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第４１条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、お客様及び橋戸の丘は、お客様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

橋戸の丘
契約書別紙

1．　サービスの内容　重要事項説明書と同一です。

2．　利用料金

利用料金 は毎年、各自の収入に応じて決定します。
毎月の利用料金は、Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄの合算額です。

サービスの提供に要する費用

	対象収入による階層別区分	Ａ　徴収額（月額）
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	13,000 円
3	1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	16,000 円
4	1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	19,000 円
5	1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	22,000 円
6	1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	25,000 円
7	2,000,001 円以上 2,100,000 円以下	30,000 円
8	2,100,001 円以上 2,200,000 円以下	35,000 円
9	2,200,001 円以上 2,300,000 円以下	40,000 円
10	2,300,001 円以上 2,400,000 円以下	45,000 円
11	2,400,001 円以上 2,500,000 円以下	50,000 円
12	2,500,001 円以上 2,600,000 円以下	57,000 円
13	2,600,001 円以上 2,700,000 円以下	64,000 円
14	2,700,001 円以上 2,800,000 円以下	71,000 円
15	2,800,001 円以上 2,900,000 円以下	78,000 円
16	2,900,001 円以上 3,000,000 円以下	85,000 円
17	3,000,001 円以上 3,100,000 円以下	92,000 円
18	3,100,001 円以上	143,100 円

居住に要する費用	B	53,700 円

生活費	C	44,810 円

居室に係る光熱水費	D	6,500 円

※　居室に係る光熱水費については、定期的に実費精算いたします。

※　その他、個人的に必要な経費等（医療費、介護保険、個人的嗜好品）は自己負担になります。

※ 月途中の入退居の場合は、日割り計算します。

※ 入院中の場合は、日割り計算します。入院期間が確認できる領収書等の提示が必要となります。

①	電気料	施設確認後、自己負担あり。
②	水道料金	施設計算後、自己負担あり。
③	電話料金（個別契約した場合）	各自自己負担

※ 行事、レクリエーション等に参加した場合に、別途料金をいただくことがあります。

３.　緊急時の対応

体調の著しい変化や緊急の場合は医療機関等に連絡するほか、お客様の身元保証人に連絡いたします。

４.　相談、要望、苦情等の窓口

橋戸の丘のサービスに関する相談、要望、苦情等は、橋戸の丘の生活相談員または下記窓口までお申し出ください。

☆　窓　口　☆

練馬区社会福祉事業団サービス向上担当課

（受付時間：月曜～金曜 午前 ９ 時～午後５時 ただし、祝日、年末年始は除く）

電話　０３（６７５８）０１４０

橋戸の丘
重要事項説明書

〈令和６年４月１日現在〉

＜橋戸の丘概要＞

都市型ケアハウス「橋戸の丘」（以下「橋戸の丘」といいます）は、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」といいます）が、管理・運営します。

施設の名称・所在地等

施設名称	橋戸の丘
所 在 地	東京都練馬区大泉町二丁目９番３７号

職員体制

<table>
<tr><th></th><th>資 格</th><th>常 勤</th><th>非常勤</th><th>業務内容</th><th>計</th></tr>
<tr><td>所 長</td><td rowspan="2">社会福祉士</td><td rowspan="2">１名（１）</td><td rowspan="2"></td><td>施設運営総括・
生活相談員兼務</td><td rowspan="2">１名（１）</td></tr>
<tr><td>生活相談員</td><td>相談業務・
所長兼務</td></tr>
<tr><td>介護職員</td><td>介護福祉士</td><td>２名（１）</td><td></td><td>日常生活支援</td><td>２名（１）</td></tr>
<tr><td>介護職員</td><td></td><td></td><td>５名（0）</td><td>日常生活支援</td><td>５名（0）</td></tr>
<tr><td>宿直員</td><td></td><td></td><td>８名 (2)</td><td>夜間宿直</td><td>８名（2）</td></tr>
</table>

※（ ）内は、男性再掲

１．生活について

① 外泊・外出

- 外出時間は朝６時～夜９時までです。外出時間を過ぎる場合は連絡してください。
- 夜９時から朝６時までの間は廊下、共有部などは消灯となります。
- 外泊や外出で食事をとらないときは、3日前の午後0時30分までに欠食届を提出してください。

② 食事

食事の時間	欠食届の提出時間
朝食・・・午前7時４５分 ～午前８時４５分 昼食・・・午前１１時４５分 ～午後0時４５分 夕食・・・午後５時３０分 ～午後６時３０分	朝食・・・ 昼食・・・　３日前の午後０時３０分まで 夕食・・・ ※ 急な欠食の場合は、その都度届けて下さい。

- 食事の取り置きは、１時間まで可能です。
- 下膳は、箸・残飯・食器を載せたまま、トレーごと運んでください。
- 食堂へ持ち込める食品は、漬物・佃煮・海苔・梅干・ふりかけとなっています。
- 食堂は禁酒・禁煙となっています。
- 食堂で出された食品を、居室に持ち帰って食べることはしないでください。ただし、パック詰め、包装されている食品（牛乳、ヨーグルトなど）は持ち帰って頂いても構いません。
- 食品の保存は賞味期限をよく確認し、十分ご注意ください。
- 職員は、お客様に対して個別の食事介助は行いません。

※体調が悪い時などは、職員が居室に配膳します。遠慮なくお申し出ください。

③　面会・居室宿泊

・　面会は毎日自由です。面会時間は原則として午前８時３０分～午後９時までです。

④　入浴

・　入浴は日曜日を除いて、毎日行っています。
　ただし、夏季（7月～９月）の日曜日はシャワーの利用ができます。
・　入浴時間は原則、つぎの通りです。

浴室	入浴時間	日	月	火	水	木	金	土
１階浴室 （リフト付）	13:00 ～ 20:00	休み	介助 優先	介助 優先	介助 優先	介助 優先	介助 優先	介助 優先
２階浴室			男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性
３階浴室			女性	女性	女性	女性	女性	女性

・　１階浴室（リフト付）は、ヘルパー介助のあるお客様の専用浴室です。
　ただし、空いているときは予約制にてどなたでもご利用ができます。
・　職員は、お客様に対して個別の入浴介助は原則として行いません。ただし、介助を必要とする状態となった場合には、介護保険をはじめ各種の在宅福祉サービスによる入浴介助を受けることができるように努めます。
・　入浴介助に必要な費用は、お客様の負担となります。
・　入浴時には次のようなことをしないでください。

：浴槽内で体を洗うこと
：浴室で洗濯をすること
：浴室で汚物を流すこと
：浴槽のお湯を熱くしすぎないこと
：浴室の窓を開けること

・　入居者の男女比等を考慮して、階数に関係なく、時間によって男性入浴時間・女性入浴時間とさせていただくことがあります。
※　他のお客様のご迷惑をかけないようにお使いください。

⑤　洗濯

・　２・３階に共同の洗濯コーナーがございます。どなたでもご利用いただけます。ただし、洗剤類はご自分でご用意ください。
・　共同洗濯コーナーでは、早朝（午前６時前）と夜間（午後９時過ぎ）など、お互いの迷惑となるようなお時間での洗濯は避けてください。

⑥ ゴミ

- ゴミは２階・３階の所定の一時ごみ置き場（資源ごみ含む）にお出しください。
- 生ゴミは水分をよく切ってお出しください。
- 燃えるごみと燃えないごみの分別はきちんとお願いします。
- ペットボトルを資源ごみで出す場合は、中身を洗い、フタは燃えないゴミ、ラベルは、燃えるゴミに分別し、軽く潰して２階・３階の所定の一時ごみ置き場（資源ごみ含む）にお出しください。
- 新聞・雑誌なども、十文字に縛って、同じく２階・３階の所定の一時ごみ置き場（資源ごみ含む）にお出しください。
- 入居、退居などで大量にゴミが出たときや粗大ゴミを出したい時などは、職員にご相談ください。

⑦ 電話

- 電話は居室に設置することが出来ます。電話を設置したい方は、「橋戸の丘」が加入しているケーブルテレビ会社と個人で契約をしてください。電話番号が決まりましたら、職員にもお知らせください。

⑧ 新聞・雑誌

- 食堂に橋戸の丘入居者閲覧用の新聞がおいてあります。新聞は居室に持ち帰らないよう所定の場所でお読みください。
- 新聞、雑誌などを継続して講読する場合、契約は個人で行ってください。また、解約の際も各自で行ってください。新聞販売店の電話番号は職員にお尋ねください。
- 個人用の新聞や雑誌は、１階事務室前に各自専用のポストを用意致します。（郵便ポスト兼用）
- 入院、長期外泊による新聞の休止の連絡は、各自で行ってください。

⑨ 手紙・宅配便

- 郵便物は１階事務室前にある個人ポストに入ります。１日１回は確認してください。
- 宅配便は、お客様の居室に、直接配達員が届けに来ます。留守の場合はよろしければ職員がお預かりします。
- 書留、速達は、１階の事務室で受領し、直接ご本人に手渡しします。

⑩ テレビ・ラジオ

- テレビ・ラジオの音量は他人に迷惑のかからないよう、早朝や夜間は特に注意してください。

⑪ ペット

- ペット（種類は問いません）を飼うことはお断りしています。

⑫ 金銭

- 施設内での金銭の貸し借りはトラブルの原因になりますので、固くお断りいたします。

⑬　エレベーター

・　エレベーターをお使いください。

⑭　居室に係る光熱水費

・　毎月の光熱水費として 6,500 円を毎月の利用料とともに、お客様の口座から引き落としさせていただきます。ただし、当月の使用料が後日個別に確認できたときには、精算いたします。

ア　電気代

・　月々の電気料金は各専用居室の私設メーターで確認します。

・　施 設 で 設 置 し た 蛍光灯が切れた場合はお申し出ください。お取替えいたします。

イ　上下水道代

・　水道代・下水道代は住居専用部私設メーターで確認し、後日精算します。

２．居室について

①　居室状況

・　全室個室（洋室）、広さ平均１５．２２平方メートル（内法１１．４９平方メートル）約 7 畳（内法）の部屋のほかに、トイレ、洗面台、収納

・　備え付け家具・・・エアコン、防炎カーテン

②　居室の工作

・　部屋の工作（模様替えなど）は職員に相談をしてください。

なお、退居時には、原状復帰をしていただくことになります。

③　部屋の整理整頓

・　居室や室内トイレなどの清掃、階段や廊下などの整理整頓・清潔に心掛けましょう。

④　緊急時呼び出しブザー

・　緊急時呼び出しブザーは病気のときや緊急を要するときに押してください。

・　２４時間、事務室には職員が待機しておりますので、ご安心ください。

⑤　バルコニー

・　バルコニーは緊急時の避難路となります。洗濯物、布団等の場所等は、通路を確保するよう十分配慮してください。

・　階下には物を落とさないよう十分に注意してください。

⑥ トイレ

・ トイレでは居室のトイレットペーパーだけを使用してください。ティッシュなどの使用は故障の原因になりますので、使わないでください。なお、居室内のトイレットペーパーは自己負担です。
・ トイレは原則居室のトイレを使ってください。
・ 職員は、お客様に対して個別の排泄介助は原則として行いません。
　※自力での排泄が難しくなったときは、職員にご相談ください。

３．防災・防犯のために

① 火気

・ 居室内の火気の使用には十分注意をしてください。アイロン、アンカ、コタツ、ポット等の消し忘れがないようにしてください。
・ 仏壇をお持ちの方は、ロウソク、お線香に十分注意してください。
・ 石油ストーブ・コンロの使用はご遠慮ください。
・ カーテンは備え付けのもの（防炎加工しています）を使用してください。
・ 居室内を含む建物内での喫煙は固くお断りします。喫煙は指定の場所（１階ウッドデッキ横）でお願いします。喫煙時間は、朝６時から夜９時までです。

② 防災

・ 橋戸の丘では、火災を想定し、安全に避難していただくための避難経路や避難方法についてお知らせしています。
・ 防災訓練を行っておりますので､防災訓練には積極的に参加してください。
・ 訓練時や災害発生時には、エレベーターは使用できません。
・ 玄関、バルコニーへの避難通路は確保してください。そのため、私物を置いたりすることはできません。
・ 施設管理上の問題が生じた場合には、身元保証人を交えてお話しをさせて頂きます。

③ 防犯

・ 貴重品等は紛失しないよう保管には十分注意してください。
・ 保険証、医療受給者証、健康手帳など、病院に受診する際に必要なものは一括にして分かりやすいところに保管してください。また、その場所は緊急時対応のために職員に教えてください。
・ 部屋を出るときは必ず鍵をお掛けください。

４．居室の立ち入りについて

・ 緊急時などやむを得ない場合には、職員が居室内に立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。

・ 防災対策として、居室が危険な状態になっていないか等、安全点検に入ることもあります。ご協力をよろしくお願いします。

５．入退居について

① 入居について

・ 入居時に持ち込む荷物は、最小限度にするようお願いします。

② 退居について

・ 自己の都合により退居されるときは、３０日以上前に届出をしてください。

・ 次のような場合には意に反して退居していただくことがあります。

ア．入居の条件に関して虚偽の申告を行って入居した場合。

イ．提出書類など虚偽の事項を申告した場合。

ウ．利用料その他の費用等の支払いを正当な理由なく２か月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合。

エ．共同生活の秩序を著しく乱し、他のお客様に迷惑をかける場合。

オ．感染性疾患、精神病などにより、共同生活が不適切になった場合。

カ．日常生活が自力で行えず、介助が必要になったにも関わらず、必要な介護を受けることができない場合。

キ．金銭の管理、薬の管理、各種サービスの利用について自分自身で判断できなくなり、かつ、代行などの援助が受けられないとき。

ク．所長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備などの造作、模様替えを行い、かつ原状回復をしない場合。

ケ．入院期間が３か月以上の長期に亘る場合。ただし、治療経過等病状により、橋戸の丘とお客様との協議にて入院期間が３か月未満であっても契約を解除することができます。

コ．家族による同居が可能となった場合。

サ．その他入居契約に違反した場合。

６．身元保証人の責任について

① 下記のことについて、身元保証人の責任を果たして頂きます。

- 利用料、電気料その他お客様の未払い金の費用の負担。
- お客様が入居を取り消された場合や退去する場合の身柄の引受。
- お客様が死亡した場合の遺体または遺骨の引き取り、遺留金品の処理、その他必要な措置。
- 身元保証人請書記載事項に変更があった場合の届け出。
- 医療機関の選定ならびに入院等の確保に必要な措置。
- 医療機関での手術、輸血等の同意。
- その他、お客様の身の上および橋戸の丘の生活についての必要な対応。
  例：通院、入院時の付き添い、金銭管理、在宅サービスに関わることなど

② その他

- 橋戸の丘の行事などには積極的にご参加くださいますようお願いします。

７．利用料について

① 利用料等

- 金額は、各自の収入に応じて負担額を決定します。
- 毎月の利用料を利用月の翌月の５日に、お客様の口座より自動引き落としいたします。
- 利用料の請求書は翌月５日までにお渡しします。なお、領収書は、利用月の翌々月の５日 までにお渡しいたします。（５日が土曜、日曜、祝日の場合は休み明けにお渡しいたします）
- 月の途中入退居の場合は、日割り計算とします。
- 入院中も証明書の提出があれば、日割り計算となりますので、退院した時にご提出ください。

② 収入申告の手続き

- 入居時及び入居後、毎年利用料の算定があります。

・ 必要な書類は、前年分の収入証明資料（年金額通知書・源泉徴収票・確定申告書・課税証明書等）です。コピーしたものを添付してください。なお、租税、社会保険料、医療費の控除を受ける場合はその領収書のコピーを添付してく ださい。

８．その他

・ 在宅福祉サービスとして、介護保険を使い、デイサービスの利用（リハビリ等）、ホームヘルパーの派遣などを受けることができます。在宅福祉サービスを利用される場合は職員に相談してください。
・ 身 元 保証人やご家族に住所、電話番号などの変更があった場合には、直ちにお申し出ください。